

調布市環境基本計画改定の基本方針

令和 2 年 3 月

調 布 市

調布市環境基本計画改定の基本方針

市では、「未来に続く、緑と水あふれるほっとするまち」を将来像に掲げる、調布市環境基本計画（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）（以下「環境基本計画」という。）により、市民・事業者・市民団体・市が一体となって環境施策に取り組んでいる。令和 2 年度に、環境基本計画の中間年度を迎えることから、今年度は中間見直しを行い、来年度は環境基本計画の中間改定を行うこととした。この基本方針は、計画の改定に向けた基本的な事項を定めるものである。

また、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についても令和 2 年度に現行計画の計画期間が満了となることから、環境基本計画改定の基本方針を踏まえ、改定に向けて取り組む。

1 環境基本計画の位置付け

環境基本計画は、調布市環境基本条例（平成 7 年調布市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条に規定する環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けている。

2 改定環境基本計画の性格等

(1) 環境基本計画後期計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度まで（5 年間）

(2) 環境基本計画の構成等

市の環境特性を踏まえ、「基本理念」、「目指す環境の将来像」、「基本目標」及びこれらを実現するための「施策の方針」、「施策」、「推進体制」、「進行管理」等で環境基本計画は構成されている。

なお、中間改定であることから、長期的な視点を持って定めた「基本理念」、「目指す環境の将来像」、及び「計画が対象とする範囲」は、現行計画を継承するものとする。

3 中間見直しに当たっての基本的な前提

(1) 環境行政をめぐる国際的な潮流

SDGs（持続可能な開発目標）の採択（2015 年）、地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定の発効（2016 年）を踏まえた環境施策の展開、海洋プラスチックごみ問題等の新たな環境問題への対応が求められている。

(2) 国・東京都の動き

第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）、地球温暖化対策、気候変動による影響への適応に関する新たな法制度や計画・方針等が示されており、これらに的確に対応していく必要がある。

東京都においても、東京都環境基本計画（平成 28 年 3 月）、「都民ファース

トでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（平成 28 年 12 月）やゼロエミッション東京戦略（令和元年 12 月）等により新たな環境施策が示されており，本市の環境施策への反映が必要となっている。

(3) 環境基本計画期間前期の調布市の関連施策の取組

環境基本計画期間前期の環境施策の取組実績，環境指標の達成状況を点検・評価した内容を，後期計画に反映する必要がある。

(4) 関連計画等との整合

環境基本計画の前期計画期間内に策定・改定された上位関連計画（調布市基本計画（令和元年 5 月），調布市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（平成 31 年 3 月）等との整合を図る必要がある。

また，今年度から計画の見直しに着手した調布市都市計画マスタープランや調布市緑の基本計画の改定の方角性，関連する各個別計画の内容，国・東京都等の環境施策等を踏まえる必要がある。

この他，令和 2 年度に計画期間（平成 22 年度～令和 2 年度）が満了する調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についても本計画と並行し，改定する。

4 主な改定の視点・ポイント

改定に当たっては，前期計画期間の取組実績の把握や調布市の環境行政を取り巻く社会情勢の変化，新たな環境問題等を踏まえ，検討を進める。

【主な改定の視点・ポイント】

- 持続可能な社会の実現に向けた S D G s の考え方
 - 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方
 - 温室効果ガスの更なる削減，脱炭素化に向けた取組（再生可能エネルギーの利用拡大，省エネルギー化の促進，水素社会，市の率先した行動等）
 - 頻発する異常気象，激甚化する災害等，気候変動による影響への対応
 - 海洋プラスチックごみ問題等，プラスチックを取り巻く国内外の動向への対応
 - 食品廃棄物問題への対応
 - 身近な水辺・里山及び生物多様性の保全
 - 都市農地の保全に向けた積極的な取組
 - 受動喫煙対策と連動した都市美化施策の強化
 - 市民協働による環境保全活動への支援の継続，積極的な情報発信，環境活動未経験の市民へのアプローチの強化
 - 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における持続可能性の取組をレガシーとしてつなげる
- など

5 改定に向けた検討体制

(1) 検討体制

市民・事業者・学識経験者・行政により構成する「（仮称）調布市環境基本計画等改定委員会」を設置し，計画の見直しについて多角的な視点から議論

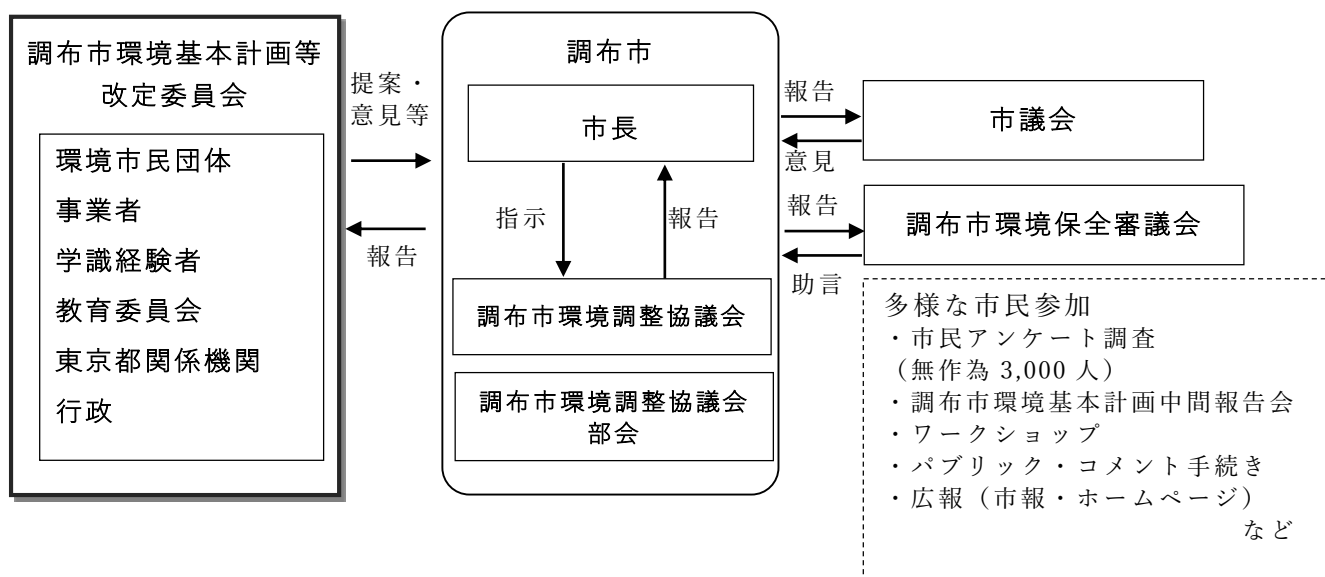
を進める。

また，令和元年度に実施した環境に係るアンケート調査，調布市環境基本計画中間報告会，令和２年度に実施予定のワークショップ，パブリック・コメント手続き等を通じて多様な市民参加を実践しつつ，計画改定に取り組む。

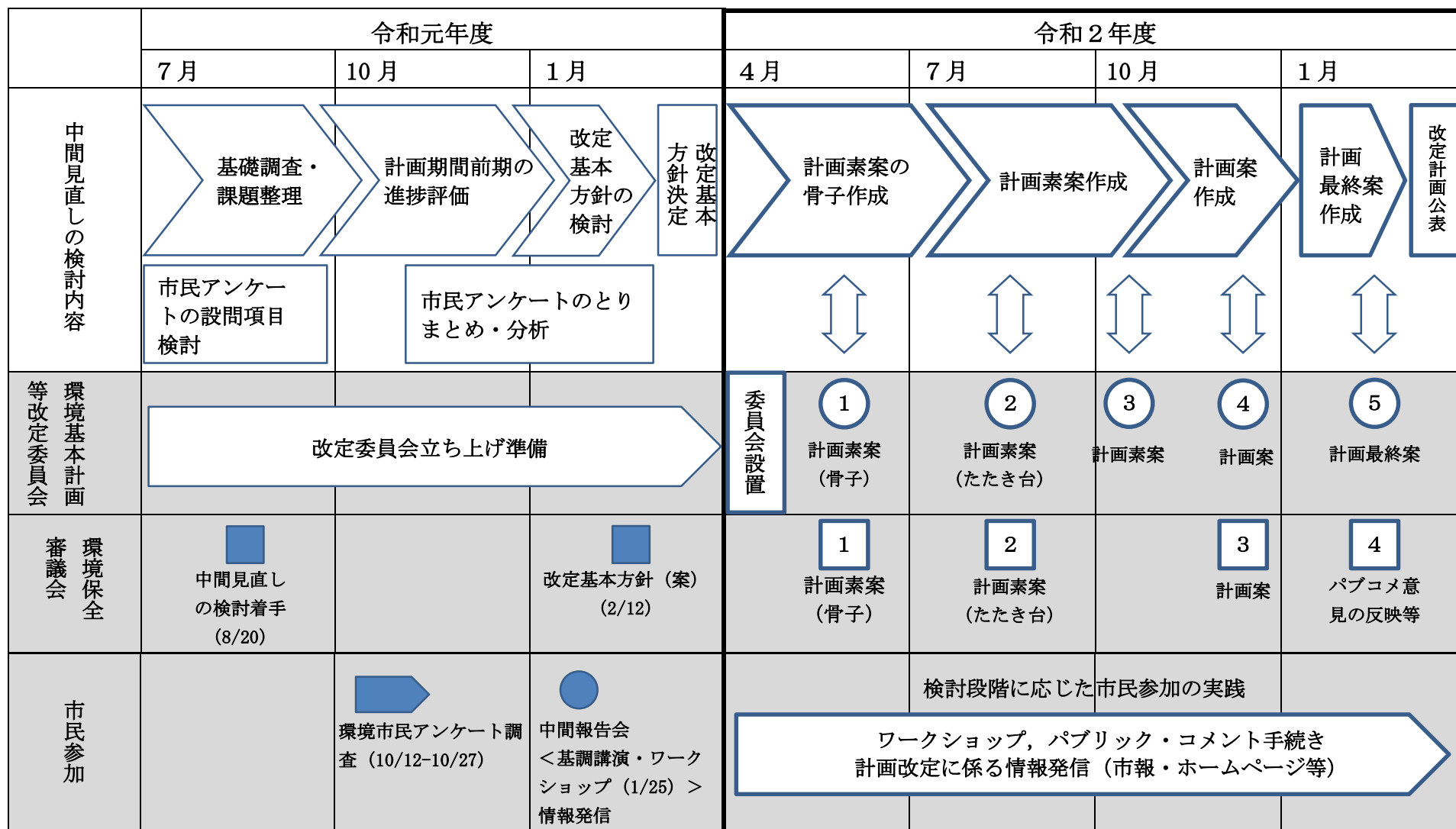
(2) 庁内検討体制

調布市環境調整協議会及び同部会等を活用しつつ，庁内横断的な検討を進める。

<検討体制イメージ>



6 検討スケジュール



※現時点でのスケジュールであるため、適宜変更となる場合がある。また、検討段階に応じて、市議会への報告及び庁内調整を実施する。